

◆共同研究テーマを募集します！◆

平成29年度共同研究（特定事業）事業計画の募集

【航空機関連分野】
【自動車関連分野】
【医療機器関連分野】

平成 29 年 6 月

新潟県工業技術総合研究所

● **事業計画書受付期間**

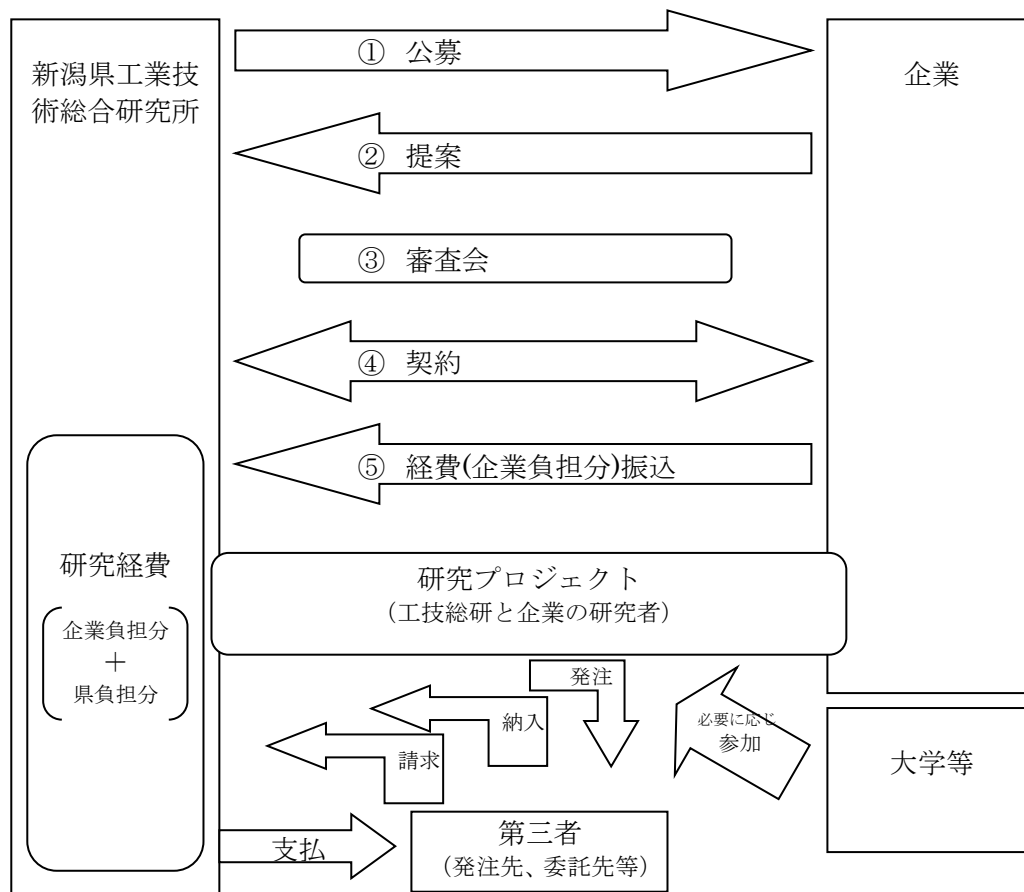
平成 29 年 6 月 1 日(木)～平成 29 年 6 月 16 日(金) ※必着

● **問い合わせ・提出先**

新潟県工業技術総合研究所 企画管理室 または 研究開発センター
〒950-0915 新潟市中央区鎧西1-11-1
TEL：025-247-1301 FAX：025-244-9171
URL：<http://www.iri.pref.niigata.jp/>

◆ 共同研究事業とは？ ◆

◆ 共同研究事業の流れ ◆



1 共同研究事業の概要

県内企業の新製品開発や製品の高付加価値化を促進するために、新潟県工業技術総合研究所と企業又は団体等（以下「企業」という。）が共同研究契約を締結し、工業技術総合研究所の研究員と企業の研究開発担当者等が共同で研究開発を進める事業です。

2 対象となる事業者

県内に事業所を有する企業で、以下の要件を満たす者とします。

- (1) 下記の分野において指定する業種のいずれかを営む者（括弧内の数字は、日本標準産業分類の中分類番号）

指定主要業種	業務用機械器具製造業(27)、輸送用機械器具製造業(31)、情報サービス業(39)
指定関連業種	食料品製造業(09)、繊維工業(11)、化学工業(16)、プラスチック製品製造業(18)、ゴム製品製造業(19)、鉄鋼業(22)、非鉄金属製造業(23)、金属製品製造業(24)、はん用機械器具製造業(25)、生産用機械器具製造業(26)、電子部品・デバイス・電子回路製造業(28)、電気機械器具製造業(29)、情報通信機械器具製造業(30)、インターネット附随サービス業(40)、医療業(83)

(2) 次の条件をすべて満たす者

- ・雇用保険適用事業所であること。
- ・補助金等に係る審査等（書類等の整備保管。書類の提出や実地検査の受入）に協力すること。
- ・厚生労働省所管の雇用関係助成金について、不正受給処分がなされていない又は不正受給処分がなされてから3年以上経過していること。
- ・労働保険料を滞納していないこと。
- ・労働関係法令の違反を行っていないこと。
- ・性風俗関連営業、接待を伴う飲食店営業又はこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主ではないこと。
- ・暴力団と関わりのある事業主ではないこと。
- ・支援対象とする時点で倒産している事業主ではないこと。

3 対象となる研究分野

新潟県が成長分野として位置付けている以下の分野を対象とします。

(1) 航空機関連分野

- ・航空機に関連する部品や材料等に係わる新製品・新技術の開発、量産化等における諸課題の解決に資する開発。

(2) 自動車関連分野

- ・自動車に関連する部品や材料等に係わる新製品・新技術の開発、量産化等における諸課題の解決に資する開発。

(3) 医療機器関連分野

- ・医療機器に関連する部品や材料等に係わる新製品・新技術の開発、量産化等における諸課題の解決に資する開発。

4 共同研究の募集から研究開始まで

(1) 事業計画書の提出

- ・共同研究を希望する企業は、事業計画書を作成し提出して下さい。
- ・詳しくは6ページの「事業計画書の提出について」を参照して下さい。

(2) 審査会の開催

- ・審査会の前に、工業技術総合研究所の職員が聞き取り調査に伺います。
- ・審査会の事業説明は聞き取り調査を行った職員が行います。
- ・審査会では、以下の観点から総合的に評価を行い、研究テーマを選定します。
 - ①ターゲットとする市場のニーズ、研究目標の新規性・先進性、研究期間内の目標設定
 - ②企業における現状分析、解決方策としての研究内容及び項目
 - ③研究スケジュール、研究分担、研究経費
 - ④企業の共同研究への参画体制、ポテンシャル
 - ⑤事業化・製品化の見通し、開発製品の市場での競争力
 - ⑥研究成果の地域経済への波及効果

(3) 研究テーマの決定及び研究の開始

- ・研究テーマの決定は平成29年6月末頃、共同研究契約の締結は平成29年7月頃を予定しています。

5 研究開発体制

- (1) 工業技術総合研究所の研究員と企業の研究開発担当者等からなる研究プロジェクトを組織して研究開発を実施します。
- (2) 研究開発には、必要に応じて大学の研究者等を参加させることができます。

6 研究経費

- (1) 研究経費の負担
- ・県は、研究に必要な経費のうち、2分の1を超えない範囲の額を負担します。
 - ・研究経費の上限は700万円（企業負担額350万円）を予定しています。
- (2) 研究経費の経理
- ・共同研究契約締結後、県が発行する納入通知書に基づき、企業が研究経費（企業負担分）を振り込みます。
 - ・研究経費（企業負担分＋県負担分）に係る経理事務は、工業技術総合研究所総務課が全て行います。
 - ・共同研究終了後、精算し残金があれば負担割合に応じて返戻します。
- (3) 対象となる経費

経 費 区 分	経 費 の 内 容
備 品 費	5万円以上50万円未満の機器、図書等の購入に要する経費
使用料賃借料	機器のリース等に要する経費
原 材 料 費	原材料の購入に要する経費
需 用 費	消耗品の購入に要する経費
委 託 費	外注加工、大学等への研究委託に要する経費
報 償 費	外部指導者等への謝金
旅 費	研究者、外部指導者の旅費
負 担 金	学会、セミナー等への参加費

(注) 1 参加企業の研究開発担当者等の人件費は対象外です。

2 企業で使用する機器等は、別途企業で用意してください（上記備品費で購入した機器等は県の所有となります）。

7 企業の義務等

- (1) 企業の研究開発担当者等の参画
- 共同研究は、工業技術総合研究所が研究の全てを行うものではありません。企業の研究開発担当者等も研究分担に応じて参画し、共同で研究開発を進めます。
- (2) 施設・設備等の使用
- 共同研究での目的に限り、業務に支障がある場合を除いて、企業の所有する設備等を研究プロジェクトが無償で使用する場合があります（県所有の設備等についても同様）。

(3) 企業化状況報告

共同研究の全体計画終了の翌年度から3年間、研究成果の事業化・製品化の状況について、「企業化状況報告書」により報告していただきます。

(4) この共同研究は、厚生労働省「地域活性化雇用創造プロジェクト」を活用して実施されるものであり、本支援を通じて県内における雇用創出を図るものです。ついては、事業終了後に、雇用状況に関する調査にご協力いただくことを予めご了承下さい。

8 研究成果等の取扱いについて

(1) 研究内容及び成果の公表

ア 県又は企業は、共同研究の課題名、研究目的及び概要について、相手方の同意無く公表することができます。

イ 県又は企業は、共同研究実施期間中または終了後、原則としてその成果を公表します。ただし、相手方と協議し、その成果の一部を公表しないよう申し入れを受けたときは、その部分を公表しない場合があります。

(2) 産業財産権等（特許権、実用新案権、意匠権、商標権等）の取扱い

ア 県、企業、その他当該発明等に寄与した者等の間で予め持ち分（原則等分となります）等を定めた上で、共同出願します。

イ 県は、産業財産権等につき、県が承継した権利を企業又は企業の指定する者に限り、優先的に実施させることができます。ただし、実施料を徴収します。また、原則として出願維持に関するすべての費用をご負担いただきます。

ウ 県が、企業又は企業の指定する者以外の者に当該産業財産権等の実施を許諾する場合は、企業の同意が必要となります。なお、許諾した場合の実施料は、持ち分に応じて県と企業に帰属します。

(3) 共同研究で発生した有体財産の取扱い

ア 備品費で購入した機器等は県の所有となります。

イ 原材料費や委託費で製作した試作機等は企業の所有となります。

◆ 事業計画書の提出について ◆

- 1 共同研究を希望する企業は、1社1テーマとして「事業計画書」を作成してください。
必要な書式は、新潟県工業技術総合研究所のホームページからダウンロードできます。

【新潟県工業技術総合研究所HP】 <http://www.iri.pref.niigata.jp/>

- 2 「事業計画書」は記載要領を参考にして作成してください。なお、作成にあたっては、研究開発センターへご相談することをお薦めします。

- 3 補足資料として、事業計画の内容がよくわかるような開発製品の概略図、システム説明図等の資料がありましたら、A4サイズに拡大／縮小の上適宜添付してください。

4 事業計画書の提出について

- (1) 提出書類 ～ 次の書類を各1部提出してください

- ・ 事業計画書
- ・ 補足資料（必要に応じて）
- ・ 暴力団等の排除に関する誓約書

- (2) 提出先

新潟県工業技術総合研究所企画管理室、または研究開発センターへ持参または郵送してください。

送付先：〒950-0915 新潟市中央区鑑西1-11-1

- (3) 提出締切

平成29年6月16日（金）※必着

事業計画書

平成 年 月 日

新潟県工業技術総合研究所長 様

住 所

企 業 名

代表者名

印

下記のとおり、事業計画を提出します。

分 野	航空機 / 自動車 / 医療機器 (該当する分野を○で囲んで下さい)
研究課題名	
目的と目標	[研究の目的・必要性] [研究目標]
現状の課題と解決方策	[現状の問題点・課題] [研究内容・解決方策]
研究分担	[企業] [工技総研] [その他]
事業化と市場性	[事業化・製品化の予定]

	[市場性] [地域経済への波及効果]
経費の概算	<u>H 年度研究経費</u> 千円 (内訳) 備品購入費 使用料賃借料 原材料費 需用費 委託料 報償費 旅費 負担金等 合 計
担当者	所属： TEL： (内線) 役職： FAX： 氏名： E-mail：
備考 (その他参考となる事項)	

(注意事項)

暴力団、暴力団員及びこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する場合は申請できません。「暴力団等の排除に関する誓約書」を併せて提出して下さい。

暴力団等の排除に関する誓約書

平成 年 月 日

新潟県工業技術総合研究所長 様

住 所

企 業 名

代表者名

印

私は、新潟県工業技術総合研究所と共同研究契約を締結し、その債務を履行するに際し、次の事項を誓約します。

- 1 自社（受注者が個人である場合にはその者）又は自社の役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）は、契約締結から履行が完了するまでの間、次のいずれにも該当することはありません。
 - （１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - （２）暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - （３）暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - （４）自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - （５）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - （６）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - （７）（３）から（６）に掲げる者のほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- 2 １の誓約事項に虚偽の内容があった場合には、新潟県工業技術総合研究所に契約の解除権及びこれに伴う損害賠償請求権が生じることを認めます。

記入要領

事業計画書

平成 年 月 日

新潟県工業技術総合研究所長 様

住 所

企 業 名

代表者名

印

下記のとおり、事業計画を提出します。

分 野	<u>航空機</u> / 自動車 / 医療機器 (該当する分野を○で囲んで下さい)
研究課題名	(研究内容を表現する適切かつ簡潔な名称を記載)
目的と目標	[研究の目的・必要性] (提案する共同研究事業の目的・必要性を記載) [研究目標] (研究期間内に達成すべき目標を具体的に記載)
現状の課題と解決方策	[現状の問題点・課題] (本事業に関係する現状を分析し、問題点・課題を具体的に記載) [研究内容・解決方策] (現状の問題点・課題を解決するための方策・研究内容を具体的に記載)
研究分担	[企業] [工業技術総合研究所] (各々の研究分担を具体的に、できれば箇条書きで、記載) [その他]
事業化と市場性	[事業化・製品化の予定] (本事業の成果を事業化・製品化するスケジュールを記載)

	〔市場性〕 (本事業に係る市場規模の現在と将来性について記載) 〔地域経済への波及効果〕 (本事業に係る地域企業への発注や雇用の増加について記載)																
経費の概算	<u>H29年度研究経費 7,000 千円</u> (内訳) <table> <tr><td>備品購入費</td><td>500</td></tr> <tr><td>使用料賃借料</td><td>500</td></tr> <tr><td>原材料費</td><td>2,000</td></tr> <tr><td>需用費</td><td>1,500</td></tr> <tr><td>委託料</td><td>1,000</td></tr> <tr><td>報償費</td><td>300</td></tr> <tr><td>旅費</td><td>700</td></tr> <tr><td>負担金等</td><td>500</td></tr> </table> 合 計 7,000	備品購入費	500	使用料賃借料	500	原材料費	2,000	需用費	1,500	委託料	1,000	報償費	300	旅費	700	負担金等	500
備品購入費	500																
使用料賃借料	500																
原材料費	2,000																
需用費	1,500																
委託料	1,000																
報償費	300																
旅費	700																
負担金等	500																
担当者	所属： TEL： (内線) 役職： FAX： 氏名： E-mail： (本事業の企業側の研究担当者について記載)																
備考 (その他参考となる事項)																	

※この様式は工業技術総合研究所HPからダウンロードできます

※各欄は必要に応じて拡張して下さい (ページ数が増えても差し支えありません)